

◇ 75歳未満でも、要件を満たすかたは後期高齢者医療制度に加入できます

後期高齢者医療制度は満75歳の誕生日から加入いただける医療保険制度ですが、一定の障がいのあるかたは65歳から加入することができます。

「一定の障がい」は、次のとおりです。

- ①国民年金法等の障害年金の等級・・・1級、2級
- ②身体障害者手帳の等級・・・1級から3級、4級の一部
- ③精神障害者保健福祉手帳・・・1級、2級
- ④療育手帳・・・A

※お手続きの時は、お持ちの健康保険証のほか上記の「一定の障がい」を確認できる書類（身体障害者手帳や年金証書など）をお持ちください。

後期高齢者医療に加入すると、医療機関の窓口で支払う自己負担額が1割負担（所得の状況によっては2割または3割）となるほか、負担いただく保険料も変わります。

75歳未満のかたで後期高齢者医療制度へ加入を希望されるときは、町民課国保医療係にご相談ください。

◇ 医療費が高額になると見込まれるときは、「限度額適用認定証」の申請を

「限度額適用認定証」（または「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を医療機関の窓口へ提示していただくと、医療機関へのお支払いが自己負担限度額までになります。

「限度額適用認定証」は、申請していただいた月から有効になりますので、お早めにお手続きください。

国民健康保険に加入されているかたで、現在「限度額適用認定証」の交付を受けているかたがお持ちの証の有効期限は「令和5年7月31日」です。

令和5年8月1日以降の「限度額適用認定証」が必要な方は、8月になってから、8月中に申請をお願いします。

◆対象となるかた

- ① 70歳未満のかた
- ② 70歳から74歳のかたで、令和5年度の町県民税が非課税の世帯のかた

◆申請されるときのもち物

- ・国民健康保険の保険証
- ・世帯主と対象者のマイナンバーのわかるもの

◇ 生活習慣病を予防し、毎日を元気に過ごせるように特定健診を受けましょう

生活習慣病（高血圧症、糖尿病、脂質異常症等）は重症化すると脳卒中、心筋梗塞等のリスクがあります。初期は自覚症状がない場合も多いため、早期の発見・予防が重要です。そこで、町の国民健康保険に加入されている40歳以上のかたには、特定健診の受診券をお送りしています。受診券は、お住まいの地区の集団健診の日程に合わせて順次発送しています。受診券が届いたら内容をご確認いただき、積極的に健診を受けてくださるようお願いいたします。

特定健診のお問い合わせは健康福祉課健康推進係（☎ 86-0210）をお願いします。

地域防災計画の修正に係るパブリックコメントの募集について

【募集期間】 6月15日（木）まで

【問い合わせ】総務課防災管財係 ☎ 85-6122

1. 趣旨

白鷹町地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、災害から町民の生命や財産を守るため、各種災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、防災対策上とるべき総合的、基本的事項を定めており、政府の「防災基本計画」および「山形県地域防災計画」の見直し等を踏まえ、町計画に検討を加え、必要に応じて修正することとしております。現時点での計画（案）について、広く町民の皆様からご意見を頂戴し、実効性のある計画とするためパブリックコメントを募集いたします。

2. 令和4年度の修正内容

- (1) 災害対策基本法の改正（令和3年5月）を踏まえた修正
- (2) 近年発生した災害への教訓及び「山形県地域防災計画」の見直しを踏まえた修正
- (3) その他の防災に係る諸施策の充実

3. 主な修正の概要

(1) 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

修正項目	地域防災計画修正の概要
個別避難計画作成の努力義務化	災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村による個別避難計画の作成が努力義務化されたことに伴う修正および内容を追記する。
避難勧告・避難指示の一本化	災害対策基本法の改正により、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」を「避難指示」に一本化し、従来の避難勧告の段階から避難指示を発令すること等、避難情報の在り方が見直されたことに伴い、用語の修正のほか、内容を追記する。

(2) 近年発生した災害からの教訓および「山形県地域防災計画」の見直しを踏まえた修正

修正項目	地域防災計画修正の概要
「自らの命は自らが守る」意識の徹底による防災意識の向上	平成30年12月の中央防災会議ワーキンググループにより、 ・行政主導のハード対策・ソフト対策には限界がある・住民主体の防災対策に転換していく必要があることが示されたことに伴い、内容を追記する。
居住地域の災害リスクやとるべき行動等の周知、避難に関する情報の意味の理解促進	令和元年台風第15号・第19号による災害において、 ・ハザードマップの認知、活用が不足・警戒レベル4の意味が正しく理解されていない ・豪雨時の外出リスクが認識されていないことが課題となったため、内容を追記する。
5段階の警戒レベルの運用 住民の自主的な避難行動の支援	平成30年12月の中央防災会議ワーキンググループによる検討結果を踏まえ、令和元年5月に警戒レベルが導入されたことに伴い内容を追記する。

(3) その他の防災に係る諸施策の充実

修正項目	地域防災計画修正の概要
訓練・研修の充実による自主防災組織の実践的な防災力強化	平成30年の豪雨災害では、避難情報を発令しても実際には多数の住民が避難しなかったことが課題となったため、令和元年度から自主防災組織の実践的な対応力の強化を図ることを目的とした「自主防災組織の実践力向上研修事業」に参加している。 上記の対応を踏まえ、自主防災組織の育成強化対策に関する記載を修正する。

【閲覧場所】

総務課、各地区コミュニティセンター、町のホームページ

【意見の提出方法】

ご意見は「広報直通便」または、町ホームページに掲載の「ご意見提出様式」に必要事項を記載の上、郵送、FAX、電子メールなどでお寄せください。

[Eメール] soumu@so.town.shirataka.yamagata.jp [FAX] 85-2128

[郵送] 〒992-0892 白鷹町大字荒砥甲833番地 白鷹町役場総務課防災管財係